

進学、就職、退職など、春は異動のシーズンです

手続きはお済みですか？

4月は転勤や就職、進学の季節です。引越しなどに伴う手続きで、お忘れになっているものはありませんか。

住民登録にご協力をお願いします

住民登録（住民基本台帳）は、選挙人名簿の登録のほか、国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当などのいろいろな行政サービスの基礎となります。全ての行政サービスを受けるために、住民登録をお願いします。引越しなどで住所を移した方は、引越しをした日から14日以内に、役場町民生活課で異動の手続きが必要です。現在住んでいる住所で住民登録をされていない方は速やかに手続きをお願いします。

国民健康保険への加入・脱退の手続きをお忘れなく

就職や退職などによって、国民健康保険へ加入・脱退する場合は、必ず手続きをしてください。国民健康保険の加入手続きは、健康

保険の被保険者資格を喪失してから14日以内に行う必要があります。退職すると、任意継続の手続きをされない場合、自動的に健康保険の被保険者の資格を失います。このため、国民健康保険への加入手続きをされないと、医療給付が全額自己負担となってしまいます。

国民健康保険の加入は、健康保険を喪失した月からです。加入した月から保険料がかかりますので、届出が遅れるとさかのぼって保険料を納めることになります。

お問い合わせ先

住民登録・国民年金に関すること
町民生活課（法勝寺庁舎）TEL 66-3114
（天萬庁舎）TEL 64-3781

国民健康保険に関すること
健康福祉課（すこやか）TEL 66-5522

国民年金の届出・保険料の納付をお忘れなく

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。学生であっても、国民年金に加入し、保険料を納付することが義務付けられています。

就職、退職、20歳になったとき、結婚したときなど、国民年金の加入や種別変更の届出が必要です。

それぞれの届出や保険料の納付を忘れたままにしておくと、将来受け取る年金が減額されたり、病気や怪我で障がいをおったり、亡くなった場合に、年金を受けられなくなることがあります。

届出や保険料の納付は忘れないようにしましょう。

国民年金の保険料は忘れず納めましょう

平成21年4月分から、国民年金保険料額が改訂されます。
1か月あたり 14,660円
（平成20年度は14,410円）
国民年金保険料の納付は口座振替が便利です。当月分の保険料を当月末

に口座振替する「早割」にすると、月々50円割引されます。その他、1年分、6か月分をまとめて納付する「前納」による割引制度もあります。現金による前納は、6か月分で710円、1年分で3,120円割引されます。

任意加入被保険者

被保険者に該当しない方でも、次の場合は希望して国民年金に加入することができます。

- ・ 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・ 「年金額を満額に近づけたい方」や「年金の受給資格期間が足りない方」
- ・ 65歳に達しても「年金の受給資格期間が足りない方」が70歳になるまでの期間で受給権が確保できる場合（昭和40年4月1日以前に生まれた方のみ）
- ・ 海外に在住している日本人で、20歳以上65歳未満の方
- ・ 60歳未満の老齢（退職）年金受給者

こんな時には手続きをお忘れなく！

■ 20歳になったとき

国民年金	厚生年金、共済年金に加入されていない方は、加入手続きを行ってください。 窓口 町民生活課（天萬庁舎 TEL 64-3781、法勝寺庁舎 TEL 66-3114） 必要 社会保険事務所から送付される資格取得届
------	---

■ 就職したとき

国民年金	職場の厚生年金に加入したときは、脱退の手続きを行ってください。原則として、脱退の手続きはお勤めの事業所が行います。
国民健康保険	職場の健康保険に加入したときは、脱退の手続きを行ってください。 窓口 健康福祉課（すこやか TEL 66-5522） 必要 印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証（未交付の場合は加入が証明できるもの）

■ 退職したとき

国民年金	退職して職場の厚生年金等をやめたときは、加入手続きを行ってください。 窓口 町民生活課（天萬庁舎 TEL 64-3781、法勝寺庁舎 TEL 66-3114） 必要 印鑑、年金手帳、健康保険の資格喪失証明書等（退職した日のわかるもの）
国民健康保険	退職して職場の健康保険をやめたときは、14日以内に加入手続きを行ってください。 窓口 健康福祉課（すこやか TEL 66-5522） 必要 印鑑、健康保険の資格喪失証明書、ご家族で国民健康保険に加入している人がいる場合は国民健康保険証、年金証書（65歳未満で年金を受給している方）

■ 引っ越しをするとき 引っ越しに関する手続きは、すべて町民生活課で行います

	南部町へ転入するとき	南部町から転出するとき
住民登録	転入したから14日以内に、転入手続きを行ってください。 必要 印鑑、他の市町村の転出証明書、本人確認のできるもの（免許証など）	転出する日までに、転出手続きを行ってください。 必要 印鑑、本人確認のできるもの（免許証など）
国民年金	必要 国民年金手帳	必要 国民年金手帳
介護保険	必要 介護保険受給者資格証または受給資格証明書	必要 介護被保険者証
国民健康保険	必要 国民健康保険証（すでに加入している世帯に転入する場合）	必要 国民健康保険証
長寿（後期高齢者）医療制度	（鳥取県内からの転入） 住民登録を確認後、健康福祉課から保険証を郵送します。	（鳥取県内への転出） 必要 長寿医療保険証
	（鳥取県外からの転入） 必要 負担区分証明書 住民登録を確認後、健康福祉課から保険証を郵送します。	（鳥取県外への転出） 窓口で申請書を記入し、「負担区分証明書」の交付を受けてください。 必要 長寿医療保険証